

令和2年度 第2回
田川市国民健康保険運営協議会
会 議 資 料

開催日時：令和2年12月10日（火）午後6時

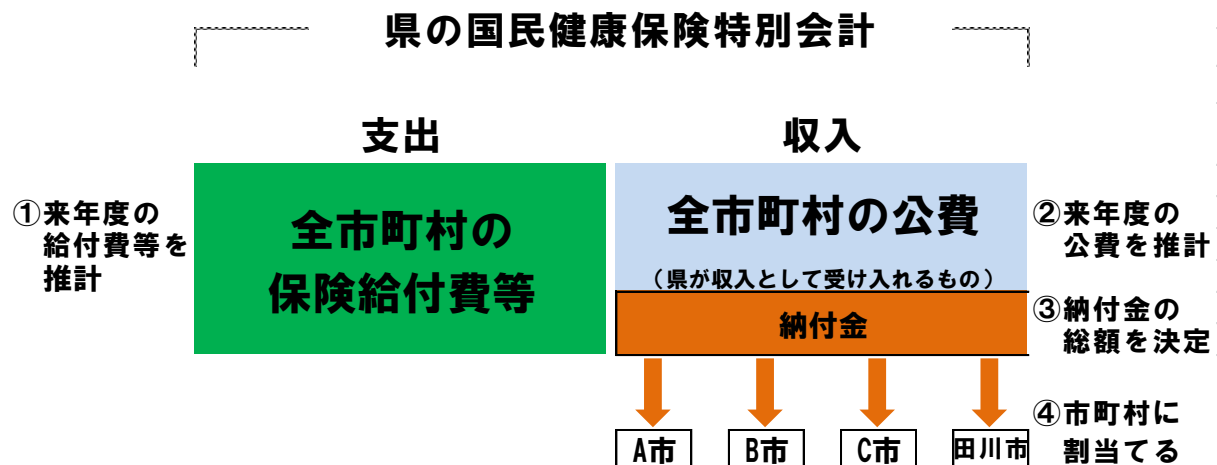
場 所：田川市役所1階 大会議室

1. 納付金算定の仕組み

1. 納付金算定の流れ

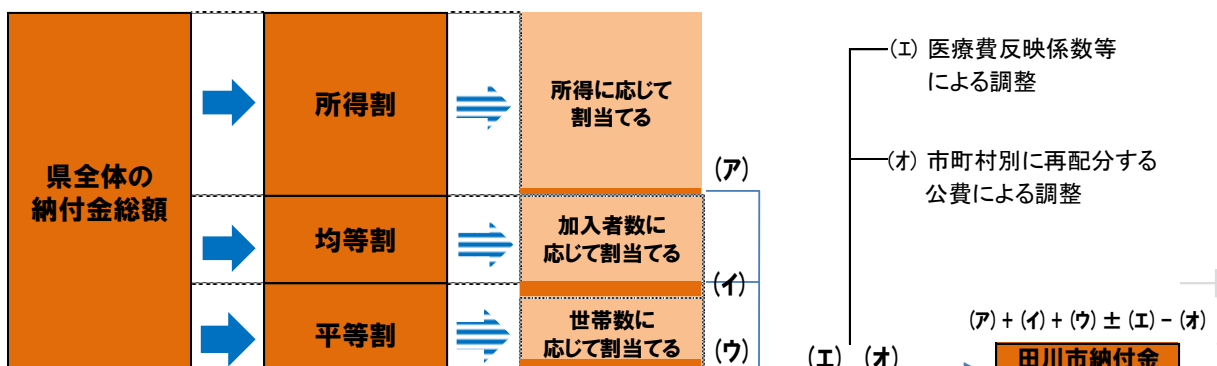
国民健康保険は、平成30年度に都道府県単位化され、市町村納付金制度が導入されました。納付金は、圏内の保険給付費（医療費）等の負担を構成市町村で分かち合う「割当金」です。納付金の算定は、都道府県が行います。都道府県は、来年度の納付額を、前年度中に市町村に通知します。市町村の納付金額は、以下のように決まります。

- ① 県が来年度の県全体（全市町村）の給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費（国から入る補助金等）を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります
- ④ 田川市の納付金の割当てが決まります



⇒ ④の割当ての算定方法は、以下のとおりです。

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割当てる
- (4) 調整後、納付金額が決まる



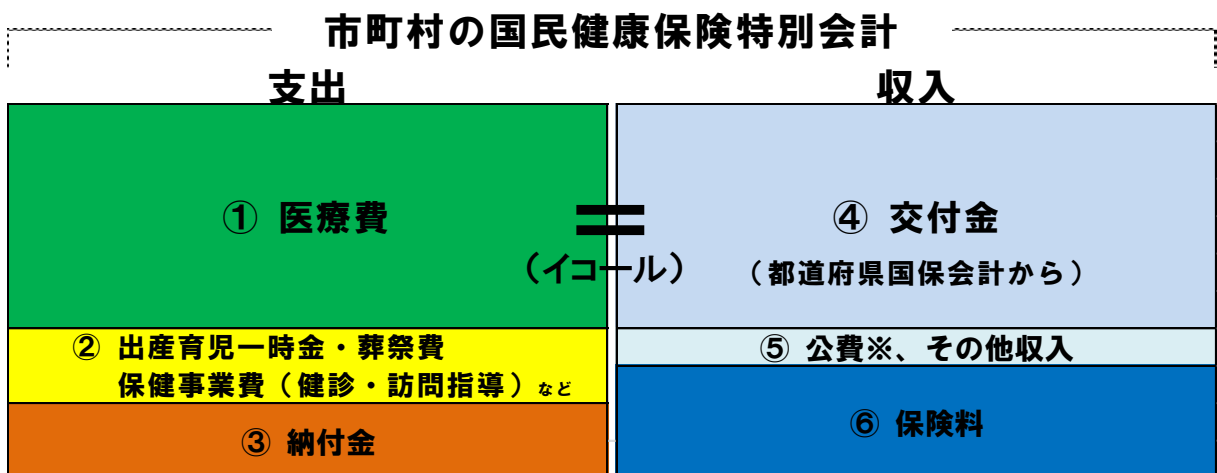
※(3) はそれぞれの区分ごとに、各市町村が県内に占める割合から算出されます。田川市の所得が県内の1%なら、(2)の所得割の1%を納付金として納めます。

※(イ)の調整により、市町村ごとの医療費水準（高低）を納付金に反映させます。田川市は医療費が高いので調整により負担が増えます。

2. 標準保険料率の提示

都道府県が市町村に納付金の算定結果を通知する際、あわせて「標準保険料率」を提示してきます。都道府県が、各市町村の来年度の収支を個別に予想し、納付金を納めるために必要と考える保険料率を示してきます。

下図は、市町村国保の特別会計の構図です。①と④はイコールの関係が保たれるため、税率を考える際に考慮する必要はありません。支出の②③に対して、収入の⑤⑥で均衡を保てるように⑥の保険料率が設定されます。算定式は以下のとおりです。



【標準保険料の算定式】

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(ア)} \\ \hline \text{納付金額} \\ \hline \text{(上図③)} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(イ)} \\ \hline \text{出産・葬祭} \\ \text{保健事業} \\ \hline \text{(上図②)} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(ウ)} \\ \hline \text{公費等} \\ \hline \text{(上図⑤)} \\ \hline \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(エ)} \\ \hline \text{保険料の} \\ \text{標準的な} \\ \text{収納率} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(オ)} \\ \hline \text{保険料} \\ \text{賦課総額} \\ \hline \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(カ)} \\ \hline \text{所得総額} \\ \hline \text{加入者数} \\ \hline \text{世帯数} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(キ)} \\ \hline \text{所得割} \\ \hline \text{均等割} \\ \hline \text{平等割} \\ \hline \end{array} \right) \text{ (標準保険料率)}$$

- ・ 支出である②出産・葬祭、保健事業費と③納付金から、収入である⑤の公費等を差し引いた金額が、確保する保険料⑥となります。しかし算定式上は、(ア)+(イ)-(ウ)=保険料賦課総額とはなりません。これは課税した金額が100%収納とはならないためであり、(エ)の標準的な収納率で割り戻した金額が賦課総額に設定されます。(オ)×(エ)=⑥となります。
 - ・ (キ)の標準保険料率は、各市町村の(カ)に応じて、(オ)の総額が確保できる数値が設定されます。
- ※(ア)～(エ)および(カ)は、市町村が県に報告している基本情報をもとに県が数値を推計します。

Q. 標準保険料率に従わなければいけないか？

- A. (1) 標準保険料率は、県が一定の計算ルールに従って算出した目安の数値である
 (2) 実際に使用する税率は、市町村が独自に設定する率でも構わない
 (3) 将来的なことも含めて市町村が判断することになる

★ 納付金仮算定結果は別紙のとおり

2. コロナ禍による所得減少の影響

コロナ禍により、令和2年中の所得減少が予想されるため、来年度の保険税収入も減少を想定しておく必要がある。

(所得割計算式)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{R3年度保険税} \\ \text{所得割} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{R2年中の所得} \\ \text{(R02年1月～12月)} \end{array}} \times \boxed{\text{所得割税率}}$$

(1) 影響額試算

[試算方法]

- (ア) 令和2年度課税データで試算した
- (イ) 影響が想定される「給与所得」「営業所得」「農業所得」「不動産所得」を対象とした。
- (ウ) 対象所得が、1割減、2割減、3割減となった場合を試算した。
- (エ) 対象所得がある全世帯を個別に計算して集計した。

国保世帯情報(令和2年9月1日時点)

区分		数値	世帯数	課税所得
全世帯数			7,148世帯	3,872,336,876円
所得区分	給与所得		1,924世帯	1,540,386,441円
	営業所得		889世帯	1,189,721,001円
	農業所得		79世帯	38,199,508円
	不動産所得		128世帯	139,421,149円

所得(給与・営業・農業・不動産)が減少した場合の保険税への影響額

税区分		減額割合	現行(減収なし)	所得が1割減の場合	所得が2割減の場合	所得が3割減の場合
保険税	医療分		565,393,000円	544,976,000円	524,552,000円	504,247,000円
	支援分		404,243,000円	392,505,000円	380,439,000円	368,113,000円
	介護分		111,087,000円	106,330,000円	101,587,000円	96,669,000円
	合計額		1,080,723,000円	1,043,811,000円	1,006,578,000円	969,029,000円
保険税の減収額(影響額)			-	△ 36,912,000円	△ 74,145,000円	△ 111,694,000円

※保険税・・・賦課総額(調定+税軽減額)。税軽減分の公費補てんを含む。

3. 税率の検討について

1. 財政状況（H28年度税率改正以降）

[単位:千円]

年度 項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
歳入	7,341,380	6,771,954	5,822,907	5,895,868	(5,518,097)
歳出	7,171,566	6,614,351	5,384,757	5,691,349	(5,518,097)
決算収支	169,814	157,603	438,150	204,519	-
単年度収支	169,814	△ 12,211	280,547	5,660	-
基金残高	0	0	0	239,291	(297,427)

(R2年9月補正予算)

※ 基金保有額の一般的目安は保険給付費等の5%程度 ⇒ 田川市は約2億5千万円が目安

2. 今年度の仮算定と本算定について（補足）

(R02.12.04 令和3年度国保事業費納付金算定に係る市町村説明会資料より抜粋)

新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下において、仮係数通知の時点で、歳出において後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納付金、歳入において前期高齢者交付金を推計するための係数が令和2年度確定係数と同値とされている。

確定係数通知の時点で、係数が見直される見込みであり、歳入歳出の状況が仮算定から本算定で大きく変動する可能性がある。それに伴い、1人当たり納付金額も変動することが想定され、自然増及び一定割合の率も大きく変動する可能性がある。

3. その他の判断要素

(1) 収支の暗転要素

- ・ 令和3年度以降、コロナの影響で加入者の所得が下がる ⇒ 保険税収入が下がる
- ・ 令和4年度以降、コロナの影響で納付金の負担が都市部から農村部に移る可能性がある

(2) 収支の好転要素

- ・ 令和6年度以降、県内保険料水準統一化（納付金割当の段階的見直し）が始まる予定
⇒ 医療費が高い市町村は納付金負担が下がる ⇒ 田川市は高い方に該当

※ただし、市町村間の協議不調（延長）の可能性あり。また医療圏ごとの保険料統一の場合、納付金は下がらない

4. 保健事業について

現在、国民健康保険特別会計予算で取り組んでいる主な事業は以下のとおりです。

[保健事業（疾病予防・健康増進事業）に関するもの]

事業名	事業内容	実績・効果
<p>(1) 特定健診事業</p> <p>[R2予算] 30,725千円</p> <p>[目的]</p> <p>国保被保険者（40歳以上）を対象に生活習慣病予防を目的にした健診を行い、病気の早期発見・早期治療により将来の重症化を予防する</p>	<p>◆ 個別健診（委託）</p> <p>福岡県医師会に委託し、県内の1670の指定医療機関で受診が可能</p> <p>◆ 集団健診（委託）</p> <p>民間事業者に委託し、保健センター等会場で年24回実施。がん検診、ヤング健診（18歳～39歳）を同日実施している</p> <p>◆ 費用助成</p> <p>健診無料。がん検診、ヤング健診は国保加入者なら検（健）診料の7割を助成</p> <p>◆ 未受診者勧奨（委託）</p> <p>未受診、隔年受診者の傾向を分析し、未経験者層・長期未受診者層をターゲットにして勧奨通知（年3回）</p>	<p>[受診率]</p> <p>H27 29.7%</p> <p>H28 32.6%</p> <p>H29 30.9%</p> <p>H30 34.3%</p> <p>R01 31.0%（暫定値）</p> <p>[助成件数/金額（R01）]</p> <p>がん検診 3,737件 3,036,800円</p> <p>ヤング健診 101件 141,400円</p> <p>[勧奨通知件数（R01）]</p> <p>勧奨通知者 6,293人</p> <p>うち受診者 1,435人 (22.8%)</p>
<p>(2) 特定保健指導事業</p> <p>[R2予算] 1,935千円</p> <p>[目的]</p> <p>特定健診結果から生活習慣の改善指導が必要な者に保健指導を行う</p>	<p>◆ 医療機関委託</p> <p>特定健診実施医療機関で、保健指導の対応が可能な医療機関に委託</p> <p>◆ 保健センター実施</p> <p>センターの保健師に加え、集団健診委託業者から保健師派遣を受けて実施</p>	<p>[実施率]</p> <p>H27 35.7%</p> <p>H28 21.2%</p> <p>H29 37.8%</p> <p>H30 38.1%</p> <p>R01 33.5%（暫定値）</p>

事業名	事業内容	実績・効果
<p>(3) 訪問指導事業</p> <p>[[R2予算] 15,657千円</p> <p>[目的] 指導員が被保険者を訪問面談し、重症化予防や適切な受診行動を促し、医療費の適正化につなげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定健診未受診者訪問 過去一度も訪問していない人を訪問して受診勧奨する ◆ ジェネリック医薬品推奨 切替えによる効果額が高い上位20人/月に訪問指導で推奨 ◆ 重複服薬者の指導 ◆ 重複・多受診者の指導 レセプトデータから対象者を抽出して訪問指導。H30年度から国保連合会に委託 	<p>[健診未受診者訪問] R01 1,622件 うち受診者 108人</p> <p>[ジェネリック推奨訪問] R01 208件 うち切替 50人 効果額 826,200円/年</p> <p>[重複服薬・多受診訪問] 対象者 各15人 訪問回数 各30回 (対象者1人につき2回) 効果額 H30 877,032円/年 R01 917,856円/年</p>
<p>(4) 出張健康相談事業 (まちかど健康チェック)</p> <p>[[R2予算] 53千円</p> <p>[目的] 商業施設等で保健師が健康測定や相談を実施し、健康意識の啓発や健診受診につなげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出張健康相談 市内商業施設や市役所に相談ブースを設けて、一般市民(来客)の血管年齢や血圧を測定する。あわせて保健師が健康相談を行い、国保加入者には健診受診を勧める(年4回程度開催) 	<p>[開催回数/相談件数] H30 6回 / 841人 R01 3回 / 318人</p> <p>[健診勧奨数(うち受診)] H30 191人(54人) R01 73人(16人)</p>
<p>(5) 優良家庭表彰</p> <p>[[予算額] 2,141千円</p> <p>[目的] 健康管理意欲と納税意識の向上を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 優良家庭表彰 1年間以上無受診で保険税を完納している世帯に記念品(商品券)を贈呈する 	<p>[対象世帯] H27 448世帯 H28 442世帯 H29 394世帯 H30 426世帯 R01 348世帯</p>

(次ページへつづく)

[医療費適正化に関するもの]

事業名	事業内容	実績・効果															
<p>(1) レセプト点検</p> <p>[R2予算] 6,468千円</p> <p>[目的] 医療機関の医療費請求が正しく行われているかを点検し、医療費適正化につなげる</p>	<p>◆ レセプト点検業務委託</p> <p>点検員がレセプトを点検して、被保険者の資格誤りや医療費の請求内容の誤りがあれば返戻し、正しい請求を行わせる</p>	<p>[点検効果額]</p> <p>▼資格点検 ▼内容点検</p> <table border="1"> <tr> <td>H27</td> <td>10,807千円</td> <td>9,261千円</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>9,893千円</td> <td>6,372千円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>8,334千円</td> <td>6,080千円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>7,534千円</td> <td>3,854千円</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>9,529千円</td> <td>3,440千円</td> </tr> </table>	H27	10,807千円	9,261千円	H28	9,893千円	6,372千円	H29	8,334千円	6,080千円	H30	7,534千円	3,854千円	R01	9,529千円	3,440千円
H27	10,807千円	9,261千円															
H28	9,893千円	6,372千円															
H29	8,334千円	6,080千円															
H30	7,534千円	3,854千円															
R01	9,529千円	3,440千円															
<p>(2) 医療費通知</p> <p>[[R2予算] 2,557千円</p> <p>[目的] かかっている医療費を認識してもらい適正受診を促進する。</p>	<p>◆ 医療費通知</p> <p>国保加入世帯に、加入者の医療費がいくらかかったかを通知する。年6回圧着ハガキを郵送</p>	<p>医療費を本人に確認してもらう目的もあるが、医療機関の不正請求を抑止する効果もある。※年6回以上通知すれば県から補助金が交付される（経費の約5割補助）</p>															
<p>(3) ジェネリック差額通知</p> <p>[[R2予算] 202千円</p> <p>[目的] ジェネリック医薬品の普及促進を図り医療費適正化を図る</p>	<p>◆ ジェネリック差額通知</p> <p>後発医薬品の使用に切替えた場合に一定額以上安くなる者をレセプトデータから抽出し、毎月上位150人に勧奨通知を送付</p>	<p>[削減効果額]</p> <table border="1"> <tr> <td>H27</td> <td>82,105,081円</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>98,542,198円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>123,818,999円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>132,557,608円</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>138,667,482円</td> </tr> </table>	H27	82,105,081円	H28	98,542,198円	H29	123,818,999円	H30	132,557,608円	R01	138,667,482円					
H27	82,105,081円																
H28	98,542,198円																
H29	123,818,999円																
H30	132,557,608円																
R01	138,667,482円																
		<p>※計算方法（例）</p> <p>(a) 使用後発医薬品額 3千円</p> <p>(b) 先発医薬品置換額 5千円</p> <p>(b) - (a) = 削減効果額 2千円</p>															

(別冊資料)

令和3年度納付分

国民健康保険事業費納付金、標準保険料率 算定結果資料

(仮算定情報)

令和2年12月10日

田川市国民健康保険運営協議会資料

令和3年度納付分 国民健康保険事業費納付金、標準保険料率 算定結果(仮算定)

1 市町村名 田川市

2 国民健康保険事業納付金

区 分	納付金額
一般納付金（医療納付金）	910,943,957 円
後期高齢者支援金等納付金	247,392,998 円
介護納付金納付金	85,907,932 円
合計	1,244,244,887 円

3 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

区分	所得割(%)	均等割(円)	平等割額(円)
医療分	8.26 %	27,046 円	23,240 円
後期高齢者支援金分	2.53 %	8,259 円	7,099 円
介護納付金分	2.47 %	10,208 円	6,406 円

※田川市の課税方式、賦課状況等に合わせて設定された標準保険料率

4 標準的な収納率 91.87 %

[田川市納付金総額の推移]

(単位:円)

年度 区分		平成30年度 (確定)	令和元年度 (確定)	令和2年度 (確定)	令和3年度 (仮算定)	前年度比 増減額
田川市 納付金	一般 医療分	954,139,449	1,018,027,648	951,484,609	910,943,957	▲ 40,540,652
	退職 医療分	1,453,138	893,213	171,000	※	
	一般 支援金分	232,033,146	269,746,982	249,955,162	247,392,998	▲ 2,562,164
	退職 支援金分	454,496	209,877	95,000	※	
	一般 介護分	68,058,622	85,451,118	85,943,000	85,907,932	▲ 35,068
	退職 介護分	0	0	0	0	0
合計		1,256,138,851	1,374,328,838	1,287,648,771	1,244,244,887	(退職分除く) ▲ 43,137,884

※納付金算定時は退職分は算定されない。納付金確定時に追加される。

[田川市納付金のひとりあたり納付額の推移]

(単位:円)

年度 区分		平成30年度 (確定)	令和元年度 (確定)	令和2年度 (確定)	令和3年度 (仮算定)	前年度比 増減額
1人あたり	確定額	115,696	※ 133,530	126,226	125,012	▲ 1,214
納付額	(激変緩和前)	(115,926)	(127,384)	(126,226)	(125,012)	(▲ 1,214)

※ 令和元年度は、他市町村に対する激変緩和措置の財源が不足したことが原因で、田川市の納付額が本来の額より引上げられていた。

[激変緩和措置に関する補足]

福岡県は、平成30年度と令和元年度の2カ年について、納付金が一定割合(平成28年度負担水準)を超える市町村に対して、県繰入金等を活用して負担を抑制する激変緩和措置を採用していた。(「一定割合=0%」とする激変緩和措置。令和元年度は51団体が対象。田川市は対象外)

令和2年度から令和5年度までの激変緩和措置は、この一定割合を引き上げていき、激変緩和の対象団体を徐々に減らしていく方針(「一定割合=自然増+ α 」とする激変緩和措置。令和3年度は21団体が対象予定。田川市は対象外)

令和3年度納付分 国民健康保険事業費納付金、標準保険料率 算定結果(仮算定)

	納付金額	出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等	公費等	標準的収納率	保険料賦課総額	賦課割合	課税対象	標準保険料率
医療分	910,943,957 円	+ 103,562,024 円	- 373,989,834 円	91.87 %	697,198,375 円	所得割 41% 均等割 39% 平等割 20%	所得額 被保数 世帯数	8.26% 27,046 円 23,240 円
支援分	247,392,998 円		- 61,288,048 円	91.87 %	202,574,235 円	所得割 38% 均等割 41% 平等割 21%	所得額 被保数 世帯数	2.53% 8,259 円 7,099 円
介護分	85,907,932 円		- 16,920,107 円	91.87 %	75,092,876 円	所得割 39% 均等割 40% 平等割 21%	所得額 被保数 世帯数	2.47% 10,208 円 6,406 円
計	1,244,244,887 円				974,865,486 円			

(説明) :

<p>本市が納める納付金額。市の所得金額、被保険者数、世帯数等で決定(県に占める市の割合等で按分)</p>	<p>納付金算定の対象外であるが、保険税で負担しなければならぬ費用</p> <p>《含まれる主な内容》 出産育児一時金、葬祭費 審査支払手数料 保健事業、医療費適正化 直診繰出金、特定健診等</p>	<p>市町村の事情・取組に応じて交付される公費等</p> <p>《含まれる主な内容》 保険者支援制度 出産育児一時金繰入金 財政安定化支援事業 特定健診等負担金</p>	<p>市町村の規模と現状に応じた収納率(県が設定)</p>	<p>本市が賦課する必要がある保険料総額(県が算定)</p>	<p>本市の所得総額、被保険者数、世帯数の見込(県が推計)</p>	<p>本市の標準的な保険料率(県が算定)</p>
---	---	--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	--------------------------

県標準保険料率と田川市の現行税率による課税額試算

算定区分			県の算定情報		実際の課税データを使った試算	
			標準保険料率		標準保険料率	現行税率
税率	医療	所得割	8.26%	同左	同左	6.63%
		均等割	27,046円			20,915円
		平等割	23,240円			17,882円
	支援	所得割	2.53%			4.97%
		均等割	8,259円			15,674円
		平等割	7,099円			13,401円
	介護	所得割	2.47%			3.67%
		均等割	10,208円			14,568円
		平等割	6,406円			8,856円
賦課総額	(ア) 医療分賦課額		697,198,375円	689,244,110円	543,761,834円	
	(イ) 支援分賦課額		202,574,235円	210,357,473円	388,038,868円	
	(ウ) 介護分賦課額		75,092,876円	75,301,825円	105,670,848円	
	(ア) + (イ) + (ウ) 合計		(a) 974,865,486円	(b) 974,903,408円 (b) - (a) = 37,922円	(c) 1,037,471,550円 (c) - (a) = 62,606,064円	
基礎情報	医療 支援	被保険者数	9,953人	9,980人		
		世帯数	6,249世帯	6,472世帯		
	介護	被保険者数	2,938人	2,895人		
		世帯数	2,458世帯	2,491世帯		

[実際の課税データを使った試算について]

今年度の実際の課税データを基に、市が独自に推計した令和3年度の被保険者数、世帯数に合わせた課税データを作成し、標準保険料率と市の現行税率をそれぞれ適用して試算したものです。

[試算表に関する補足]

- (a) … 来年度、単年度収支の均衡を保つために必要な課税総額（県の推計）
- (b) … 来年度の課税データ(予想)に標準保険料率を適用して算出した課税総額（市の推計）
- (c) … 来年度の課税データ(予想)に市の現行税率を適用して算出した課税総額（市の推計）